

泊発電所 3 号炉

発電用原子炉施設の保安のための 業務に係る品質管理に必要な体制の 整備に関する説明書について

令和 5 年 4 月 1 1 日
北海道電力株式会社

本資料中の [〇〇] は、当該記載の抜粋元として、まとめ資料のページ番号を示している。

<説明事項>

- 令和2年4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第5条第2項に、設置変更許可本文十一号の説明資料として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」（以下「添付書類十一」という。）が新たに追加された。
- 本資料では、添付書類十一の記載方針及び記載内容について説明する。

2. 添付書類十一の記載方針 [1,2]

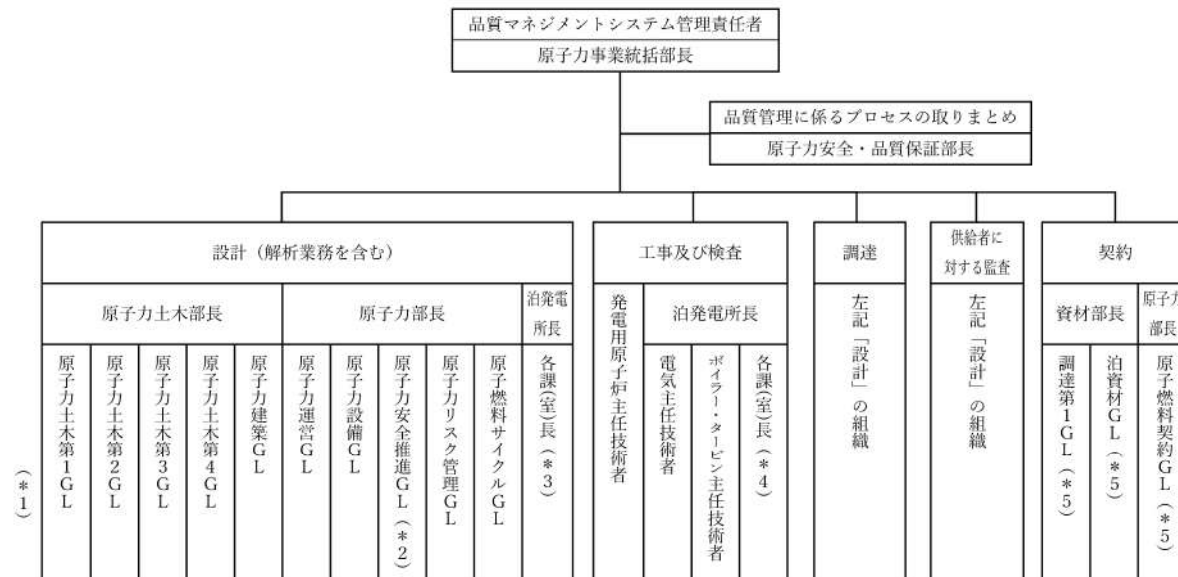
- ▶ 添付書類十一の記載事項については、「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」を参考に、令和2年4月1日に届出を実施した設置変更許可本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法及び組織等」を記載する。
- ▶ 設計活動に係る品質管理の実績として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。
- ▶ 具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。
- ▶ その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。
- ▶ 具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。
- ▶ また、設工認に基づき、「实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。

※上記の「」内の番号は、添付書類十一における項番号を示す。

3. 添付書類十一の記載内容 [3,4,14]

3

- 本申請に当たって実施した設計に係る品質管理並びにその後の工事等の活動に係る品質管理の方法及び組織等に係る事項については、設置変更許可本文十一号に基づき実施する。
- 適合性確認対象設備の施設管理は、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、使用開始後においては、安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。
- また、品質管理に係る体制については、以下のとおりである。
 - ✓設計及び調達並びにその後の工事等を実施する本店組織及び発電所組織に係る体制を第1図に示す。
 - ✓設計及び調達の各プロセスを主管する箇所を第1表に示す。



項番号	プロセス	主管組織
3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力土木第4グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力建築グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力燃料サイクルグループ
3.4	本申請における調達管理の方法	本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力土木第4グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力建築グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ
		本店 原子力事業統括部 原子力燃料サイクルグループ

※上記の項番号は、添付書類十一における項番号を示す。

(*1)
 *1: 「GL」は「グループリーダー」をいう
 *2: 本申請の提出手続きを主管する組織の長
 *3: 設工認申請書の取りまとめを主管する組織の長は、発電所組織の保全計画課長
 *4: 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する組織の長は、発電所組織の保全計画課長又は技術課長
 *5: これ以外の組織で行う契約においては、各GL又は各課(室)長

第1図 適合性確認に関する体制表 [3]

第1表 設計及び調達の実施の体制 [4]